

清須市国民保護計画

愛知県清須市

第 1 編	総 論	1
第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	国民保護措置等の対象	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	国民保護措置等に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の概要等	5
1	国民保護措置等の基本的な仕組み	5
2	関係機関の事務又は業務の概要	6
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	11
3	市の特徴	14
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態の類型	15
2	緊急処理事態の種類	16
第 2 編	平素からの備えや予防	18
第 1 章	体制の整備等	18
第 1	市における組織・体制の整備	18
1	平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	18
3	消防の初動体制の把握等	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第 2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	県との連携	22
3	他の市町村との連携	22
4	指定公共機関等との連携	23
5	事業所との連携	23
6	ボランティア団体等に対する支援	23
第 3	通信の確保	24
第 4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24

2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第5	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	29
第2章	避難、救援に関する平素からの備え	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5	避難施設の指定への協力	34
6	生活関連等施設の把握等	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	市における備蓄	36
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
第3編	武力攻撃事態等への対処	39
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
1	国民保護措置の実施体制の概要	39
2	事態認定前等における初動体制及び初動措置	39
3	市対策本部を設置すべき市の指定の要請	41
第2章	市対策本部の設置等	42
1	市対策本部の設置	42
2	通信の確保	45
第3章	関係機関相互の連携	47
1	国・県の対策本部との連携	47
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	48
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6	市の行う応援等	49
7	ボランティア団体等に対する支援等	49
8	住民への協力要請	50
第4章	警報及び避難の指示等	51
第1	警報の伝達等	51

1	警報の内容の伝達等	51
2	警報の内容の伝達方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	52
第2	避難住民の誘導等	53
1	避難の指示の通知・伝達	53
2	避難実施要領の策定	54
3	避難住民の誘導	56
4	武力攻撃事態の類型に応じた避難の誘導	59
第5章	救援	62
1	救援の実施	62
2	関係機関との連携	62
3	救援の内容	63
第6章	安否情報の収集・提供	65
1	安否情報の収集	65
2	県に対する報告	66
3	安否情報の照会に対する回答	66
4	日本赤十字社に対する協力	67
第7章	武力攻撃災害への対処	68
第1	武力攻撃災害への対処	68
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2	武力攻撃災害の兆候の通報	68
第2	応急措置等	69
1	退避の指示	69
2	警戒区域の設定	70
3	応急公用負担等	71
4	消防に関する措置等	72
第3	生活関連等施設における災害への対処等	73
1	生活関連等施設の安全確保	73
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	73
第4	NBC攻撃による災害への対処等	74
1	NBC攻撃による災害への対処	74
第8章	被災情報の収集及び報告	77
1	被災情報の収集及び報告	77
第9章	保健衛生の確保その他の措置	78
1	保健衛生の確保	78
2	廃棄物の処理	79
第10章	国民生活の安定に関する措置	80
1	生活関連物資等の価格安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	80

4 相談体制の整備.....	80
第11章 特殊標章等の交付及び管理.....	81
1 特殊標章等の意義.....	81
2 特殊標章等の公布及び管理.....	81
第4編 復旧等.....	83
第1章 応急の復旧.....	83
1 基本的考え方.....	83
2 公共的施設の応急の復旧.....	83
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	84
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	85
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	85
2 損失補償及び損害補償.....	85
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	85
第5編 緊急処理事態への対処.....	86
1 緊急処理事態.....	86
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達.....	86
国民保護計画用語集.....	87

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

清須市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性にかんがみ、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務、国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、同法第35条第2項各号及び第182条第2項に基づき、次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置等に関する事項
- ③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置等の実施に関するほかの地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

2 国民保護措置等の対象

市は、国民保護法により市の区域に係る国民保護措置等を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず市の区域に係る全ての国民を対象とする。

また、本市に居住し、又は滞在している外国人についても対象とする。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、特に留意すべき事項についての基本方針を次のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、武力攻撃事態等並びに緊急対処事態において広域にわたる避難、NBC 攻撃による災害等の特有の事項に対応できるよう、国、県、近隣市町、西春日井広域事務組合（以下「消防組合」という。）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施に関して必要があると認めるときは、国民に対して協力を要請する。この場合において、国民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

なお、本市に居住し、又は滞在している外国人についても同様とする。

また、市は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対して必要な支援を行うように努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性をかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指

定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などの国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章の交付等の国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

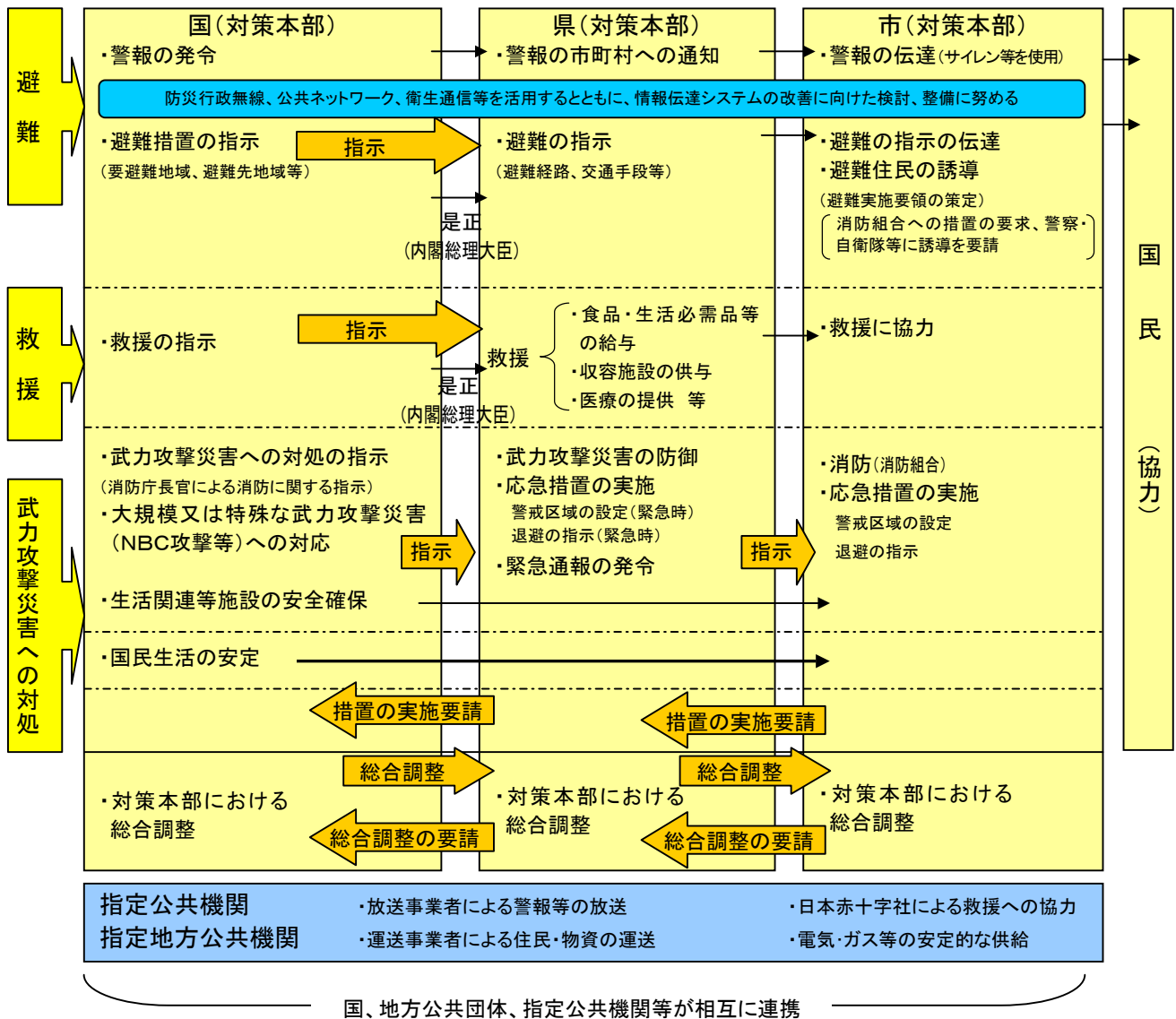
市は、市の区域に係る国民保護措置等について、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にし緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置等に従事する市職員等の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割及び関係機関の事務や事業の概要等について次のとおり示す。

1 国民保護措置等の基本的な仕組み



「注」 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。
ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

2 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置等について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の概要
清須市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、消防組合において処理） 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【一部事務組合】

機関の名称	事務又は業務の概要
西春日井広域事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防・救助活動の実施 2 通信体制、情報収集・提供体制、装備・資機材の整備 3 特殊標章の交付・管理 4 生活関連等施設・危険物質等（消防法に関するものに限定。）取扱所の対策 5 事業所に対する避難等自主防災体制の指導

【県】

機関の名称	事務又は業務の概要
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の概要
	7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の概要
中部管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整

機関の名称	事務又は業務の概要
	2 運送施設及び車両の安全保安
東京管区气象台（名古屋地方气象台）	1 気象状況の把握及び情報の提供
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の種類	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置等を適切に実施するため、地域の地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等を次のとおり考察する。

1 地理的特徴

(1) 位置

本市は、濃尾平野の中央部、愛知県西部に位置し、政令指定都市である名古屋市に隣接しており、名古屋中心部から5kmの至近距離にある。

市役所（清須市須ケロ1238番地）は、東経136°51′20″、北緯35°11′50″に位置する。

【位置図】



【隣接する自治体】

東	名古屋市西区
西	海部郡甚目寺町
南	名古屋市中村区
北	西春日井郡春日町、稲沢市

(2) 地勢

東西約5km、南北約5.5kmで、総面積は1,331haとなる。土地の標高は、最高7.7m、最低1.9mで、ほとんどの地域は海拔10m未満と起伏のない低地となっている。

本市は古来から中部山岳地帯に源を発する木曾川・庄内川の氾濫が原因となって発達した沖積地で、起伏がなくおおむね平坦であるが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

河川は、市の中央を新川が貫流し、西部に五条川が流れ、市の南端で新川と合流している。南東部には庄内川が流れ、平常時でも自然排水が困難な状態にあり、潜在的に洪水の危険性をはらんでいる。

また、地下水の状況については、低地の地下水位はGL＝－2m前後と常に浅い位置にある。

(3) 気候

気候は、東海型気候を示し、暖候期は高温・多雨、寒候期は少雨・乾燥する特徴があるが、一般的に温暖である。

年平均気温は15℃前後で、8月が最も平均気温が高く、1月が最も平均気温が低くなっている。

降水量は、平成17年は少なかったが、1971年から2000年までの30年間の平均値をみると、約1,560mmで、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響により、6～7月、9月に降水量が多い。

風向きは、夏期を除くと、ほとんどが北西で、平均風速は3m/s前後であるが、最大風速（10分間の平均風速）が10m/sを超える月も多く、平成17年の9月のように、台風などの影響により最大瞬間風速が30m/s前後を記録することもある。

【気象状況（平成17年）】

月	平均気温 ℃	平均風速 m/s	最大風速 m/s	最大瞬間風速 m/s	降水量 mm	日降水量の最大 mm
1月	4.6	3.3	11.3	21.0	10.5	8.0
2月	4.8	3.6	10.0	18.5	67.5	15.0
3月	7.8	3.4	11.2	22.0	131.5	50.5
4月	15	3.1	10.8	22.8	57.0	24.0
5月	18.3	3.2	11.3	19.9	111.5	31.0
6月	24	2.5	8.4	14.1	57.5	14.0
7月	26.7	2.7	9.5	16.6	138.5	71.5
8月	28.1	3.0	9.1	15.9	84.5	24.5
9月	25.5	2.9	13.0	29.1	69.5	40.0
10月	19	2.3	7.8	13.3	92.5	22.0
11月	11.6	2.5	10.2	18.0	47.0	41.0
12月	3.4	2.7	10.7	19.3	33.0	11.5

資料：名古屋地方気象台

(4) 土地利用

総面積1,331haが都市計画区域に指定され、うち市街化区域は1,103ha(82.9%)である。また、市街化調整区域は清洲地区や新川地区に多い。

平成14年における土地利用の構成は、宅地が600ha(45.1%)でそのうち住宅地が331haを占めており、本市の宅地面積の割合が極めて高い。一方、農地は234ha(17.6%)となっている。

人口集中地区には住宅と工業が混在しており、また、建築基準法制定以前に形成された不適格住宅密集地区もある。

なお、新駅尾張星の宮駅周辺などを中心とした農地についても、都市的土地利用への転用は着実に進んでおり、今後もこの傾向は続くものと推定される。

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

昭和30年代後半から大小の宅地開発が進められた結果、市の人口は急激に増加し昭和40年代前半において全国・県内平均を上回る人口増加率を示していた。しかし昭和50年代に入って名鉄線沿いの市中心部の人口が減少したため昭和60年には54,000人を割った。その後、微増減を繰り返し、平成17年は55,039人と、平成12年よりも0.3%の微増となっている。

一方、世帯数は増加を続け、平成17年は20,861世帯にのぼり、1世帯当たりの人員は2.6人となり、核家族化の傾向を強めている。

人口密度は高く、平成17年は1km²当たり4,135人に上り、県平均(1km²当たり1,406人)を大きく上回っている。

【人口及び世帯数の推移】

	人口	世帯数	1世帯当り人口	人口密度(人/km ²)
平成12年	54,893人	19,743世帯	2.8人	4,124人
平成17年	55,039人	20,861世帯	2.6人	4,135人

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、平成17年4月1日現在では、15歳未満の年少人口が13.9%、15～64歳の生産年齢人口が67.2%、65歳以上の高齢人口が17.7%となっている。本市の年齢構成は、県平均(年少人口14.9%、生産年齢人口67.9%、高齢人口16.8%)と比較すると、年少人口の割合がやや低く、高齢人口がやや高い割合となっている。

(3) 人口分布

本市は、名古屋市に隣接しているため人口密度が高く、特に東部に人口密度の高い地区が多くみられる。1km²当たり1万人を超える地区もあり、西枇杷島町問屋町は1km²当たり2万人を超えている。

【人口密度が1km²当たり1万人を超える地区】

	1km ²
西枇杷島町上新地	12,471
西枇杷島町北大和町	14,365
西枇杷島町南大和町	13,483
西枇杷島町問屋町	20,679
西枇杷島町泉町	11,860
西枇杷島町恵比寿	14,388
西枇杷島町旭二丁目	14,086
西枇杷島町旭三丁目	11,206
西枇杷島町南松原	10,102
西枇杷島町東笹子原	10,866

※平成15年11月現在



(資料：平成15年度都市計画基礎調査データより算出)

(4) 夜間人口と昼間人口

本市は、県内でも有数の工業地帯が形成され、長く昼間人口が夜間人口を上回っていた。しかし、平成12年には西枇杷地区を除き、流出人口が流入人口を上回っている。これは住宅開発が進み、名古屋のベッドタウンとしての性格を強める一方、日本経済におけるサービス産業の比重が大きくなってきたことや、製造業における合理化が進んだためと考えられ、今後もこうした傾向が継続することが推定される。

【夜間人口と昼間人口】

単位：人

	常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口比率 (b)/(a)
	総数(a) (夜間人口)	流出人口 (従業地・通学地人口)	総数(b) (昼間人口)	流入人口 (従業地・通学地人口)	
旧西枇杷島町	16,730	6,181	18,906	8,357	113.0%
旧清洲町	18,989	8,013	15,864	4,888	83.5%
旧新川町	18,556	7,430	16,936	5,810	91.3%
清須市合計	54,275	21,624	51,706	19,055	95.3%

※平成12年10月1日現在

(資料：国勢調査)

(5) 道路及び鉄道の位置等

① 道路

国土幹線軸である東名阪自動車道が通過しており、これと平行して外環道路である国道302号が市の北部を通過している。市北部に位置する清洲ジャンクションからは地域高規格道路である名古屋高速道路16号一宮線が通っており、平成19年度には清洲ジャンクションから名古屋市内に通じる名古屋高速道路6号清洲線が完成する予定である。また、名古屋高速道路と平行して市の東端部を通過している国道22号(名岐バイパス)と、JR東海道本線の間をほぼ平行に走る主要地方道名古屋祖父江線の2路線が名古屋都市圏の放射状道路としてある。また、名古屋市の外周部を通る環状道路として主要地方道名古屋第二環状線が市南東部を通過している。そのほか新川清洲線、新川甚目寺線、祖父西枇杷島線などの一般県道があり、地域における幹線道路としての役割を担っている。

② 鉄道

鉄道は、市南西部、旧市街地の中心部を名鉄名古屋本線が走り、市内には西枇杷島駅、二ツ杵駅、新川橋駅、須ヶ口駅、丸の内駅、新清洲駅が設置されているほか、市東部には名鉄犬山線の下井田駅がある。須ヶ口駅は、名鉄津島線の分岐する駅で特急を含む車両が停車するため、乗降客数は1日平均1万人以上を数える。また、市の区域を11時の方向に分断するようにJR東海道本線と東海道新幹線が通過し、市内にはJR東海道本線の枇杷島駅がある。さらに、東海交通事業城北線が市の東部を走り、枇杷島駅と尾張星の宮駅が設置されている。

【道路、鉄道の状況】



(6) 自衛隊施設等

本市周辺には、自衛隊施設は、陸上自衛隊及び航空自衛隊の4施設が存在している。

【本市周辺の自衛隊施設一覧】

施設名	主要部隊等	所在地
陸上自衛隊守山駐屯地	第10師団司令部 第35普通科連隊	名古屋市
陸上自衛隊春日井駐屯地	第10後方支援連隊	春日井市
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊	小牧市
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第2補給処高蔵寺支処	春日井市

(7) その他の重要な施設

本市に隣接する名古屋市では、名古屋臨海地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

【石油コンビナート等特別防災区域】

H17.4.1 現在

地区名	面積 (千m ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他事業所
		石油 (千kl)	高圧ガス (千万Nm ³)	第1種	第2種	合計	
名古屋臨界	86,552	8,449	573,916	26	20	46	141

3 市の特徴

本市の特徴として、以下の点があげられる。

- 本市は政令指定都市であり、工業地帯が広がる名古屋市に隣接しており、同市のベッドタウンとなっている。
- 市内には、自然廃水が困難な河川が流れており、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発している。
- 本市の東に隣接する名古屋市西区には多くの企業が立地し、南に隣接する名古屋市中村区は名古屋市の鉄道の中心・名古屋駅を有する名古屋の玄関的な役割を担っており、いずれの地域も、10万人を超える住民が居住している。
- 人口密度が1km²当たり1万人を超える地区が市の東部には多数ある。
- 国土幹線軸である東名阪自動車道をはじめ、名古屋高速道路、国道302号、国道22号など主要な道路が行き交う交通の要所となっている。
- 鉄道は、名鉄名古屋本線、名鉄犬山線、名鉄津島線、JR東海道本線などが通過しており、須ヶ口駅においては、1日の平均利用客が1万人を越える。

以上の市の特徴から、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、駅の周辺、人口集中地区、主要な道路が走る地域など、社会的混乱を招くおそれがある場所を特に配慮する必要がある。

また、隣接する名古屋市には、通勤や通学している住民も多いため、名古屋市との十分な連携を図りながら、避難や救援をはじめとする国民保護措置等の実施にあたっていくことが必要である。

そして、庄内川をはじめとする河川が被災した場合は道路が冠水し、避難や輸送など、住民に大きな影響が及ぶことが考えられるため、河川、道路・橋梁の管理者等、関係機関との連携を密にし、管理体制や情報収集体制を整備しておくことも重要である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針に基づき県国民保護計画において想定している武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例を対象として定める。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

- ① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ③ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ⑤ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意が必要である。
- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ③ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ② 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ③ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ⑤ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態の種類

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の参集基準等について定める。

1 平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を定めるなど、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、国民保護措置に必要な職員が迅速に確保できる体制をとる。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、災害対策体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備するものとする。

体制の整備に当たっては、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防組合消防本部及び消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を確保する。

なお、体制の整備にあたっては、初動時において迅速に連絡が取れる体制の整備に努める。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①市国民保護連絡室体制
	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、関係部局での情報収集等の対応が必要な場合	②市国民保護対策室体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害*に該当し、全部局において国民保護措置に準じた措置を実施する必要がある場合	③市災害対策本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合 市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①市国民保護連絡室体制
	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、関係部局での情報収集等の対応が必要な場合	②市国民保護対策室体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③市国民保護対策本部体制

※災害対策基本法上の災害（参考情報）

災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

【事態認定後の体制の設置・統括者】

体制	設置者	統括
①市国民保護連絡室体制	市長	総務部長
②市国民保護対策室体制	市長	連絡室長（市長）
③市国民保護対策本部体制	市長	本部長（市長）

※事態認定前における災害対策体制の設置・統括者は、「市地域防災計画」に準ずるものとする。

【事態認定後の職員配備体制】

体制	参集基準
①市国民保護連絡室体制	・国民保護担当部局（防災安全課）職員
②市国民保護対策室体制	・市国民保護対策室の構成員（総務部長、関係各部長等） ・関係各部局職員 ・その他、事態の状況に応じ、市国民保護連絡室長（市長）の判断により参集
③市国民保護対策本部体制	・全ての市職員が本庁、又は出先機関等に参集

※災害対策本部体制については、③の市国民保護対策本部体制と同様に、「市地域防災計画」においても、全ての市職員が本庁、又は出先機関等に参集することとなっている。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、連絡がとれるよう、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保するとともに、職員に周知し、徹底を図るものとする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 自家発電設備の確保
- 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 消防本部及び消防署における体制

市は、消防組合の管理者に対し、消防本部及び消防署が、市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準等を定めるよう要請する。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時においては緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 清須市消防団の充実・活性化の推進等

市は、清須市消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加するよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定めるなどの体制を整備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

(法第 159 条第 1 項)	損失補償	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
		特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
		土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
		応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
(法第 160 条)	損害補償	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、消防組合、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置に関し、広域にわたる避難や NBC 攻撃等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークの構築を図る。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

道路管理者である市長は、武力攻撃事態等において、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察並びに他の道路管理者との必要な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備の要請

市は、消防組合に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備や、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携が図れるよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況など、消防に関する情報を把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 事業所との連携

市は、県及び消防機関等の関係機関と連携し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広域的な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

特に、スーパーマーケット、病院、宿泊施設等不特定多数の者を収容する事業所及び電気やガス、危険物等を扱う大規模事業所については、自衛消防体制の整備や防災訓練の実施の勧奨、その他必要な指導を行う。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練へ積極的に参加するよう働きかける。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会、町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主

防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう努める。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等が発生した場合における通信の確保の重要性にかんがみ、非常通信体制の整備について次のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、防災行政無線の活用や他機関の無線通信施設の活用など、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進するため、地元の事業者との連携を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために準備すべき事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、国民保護措置の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の充実に向けた留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。なお、通信訓練は、非常通信の取扱い、危機の操作の習熟等のため、他の関係機関と連携し、通信訓練を積極的に行うものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても確実に情報を伝達できるよう、点字、手話、外国語等災害時要援護者向け広報体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会に関する必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が

関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。なお、協力体制の構築にあたっては、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、役割分担等を検討するものとする。
- 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会、町内会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど、通信体制の充実に努める。

なお、同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）※の開発・整備の検討を踏まえ行うものとする。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について（参考情報）

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施した。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民
（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所⑰ 連絡先その他必要情報⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、県における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---------------------------------|
| 1 武力攻撃災害の発生日時・場所 |
| 2 発生した武力攻撃災害の概要 |
| 3 人的・物的被害状況 |
| ① 市町村ごとの死者、行方不明者、負傷者 |
| ② 住家被害 |
| ③ その他必要な事項 |
| 4 可能な場合、市町村ごとの死者の死亡年月日、性別、年齢、概況 |

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、国民保護措置に対する市職員の対処能力の向上を図るため、市における研修及び訓練のあり方について次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県

自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、市職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防機関、自衛隊、県警察の職員及び学識経験者、テロ動向等危険管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、消防組合、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防組合、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練の実施に努める。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 具体的な事態を想定し、関係機関の連携による NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとする。

② 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目（収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練等）については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

③ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ④ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ⑤ 市は、自主防災組織、自治会、町内会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑥ 市は、県及び消防機関と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑦ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関する必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本市の周囲には河川があるため、道路及び橋梁の道路の被災状況の把握や交通機関の輸送体制等については特に留意する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網、バス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防組合消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難誘導にあたっては、自然災害時への対応として作成している避難支援プラン*の活用を図る。また、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からのこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、市地域防災計画における災害時要援護者支援対策に準じた適切な避難誘導が行えるよう要請する。

避難誘導時においては、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意するとともに、民生委員、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織などの連携による、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

※避難支援プラン

国は市町村の災害時要援護者避難支援プランの作成を促進しており、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）を作成を行っている。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する個別計画」で構成される。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざる得ない場合における受入れ等について、県と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、県と連携し、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、施設の管理者に対して、各事業所における避難の在り方についての意見交換を図るとともに、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

(6) 避難誘導體制の整備

市は、自然災害時における避難誘導體制を活用し、避難情報伝達体制の整備や避難誘導に関する標識・案内図等の整備、関係機関・団体等との連携の強化など、避難誘導體制の整備に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

① 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

- ② 市は、避難の指示があったときには、関係機関の意見を聴取し、直ちに避難実施要領を作成しなければならないため、関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。
- ③ 避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。
- ④ 避難実施要領のパターンの作成に当たっては、本市は、名古屋市に隣接しており名古屋市が被災した場合には多くの住民が避難してくることも考えられるため、名古屋市からの避難住民の対応についても検討していく必要がある。また、河川が被災した場合には、道路が冠水し、交通不能となることも考えられるため、迂回路の設定等を検討していくことも必要である。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置が行うことができるよう、必要な事項について定めておくものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、県等からの緊急物資等の配送を受けるための集積・配送拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して、避難施設の場所、連絡先等の情報を住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

市は、消防機関と連携し、生活関連等施設の管理者に対して、管理者の主体的な安全確保を促す。また、県警察と連携して、管理者に対して従業員への施設の安全確保の留意点の周知を徹底する。

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

また、施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、相互に活用することとし、市地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄数量等を踏まえ、備蓄し、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市は、国民保護措置の実施のため、特に必要となる次のような物資及び資材については、国及び県、関係機関の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県及び他の市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、上下水道等のライフライン施設について、施設管理者と連携を図りながら、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、代替サービス提供の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

市は、武力攻撃災害による被害の最小限化を図るため、住民自身が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動することができるよう、国民保護に関する啓発や住民がとるべき行動等の周知について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

- 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。
- 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

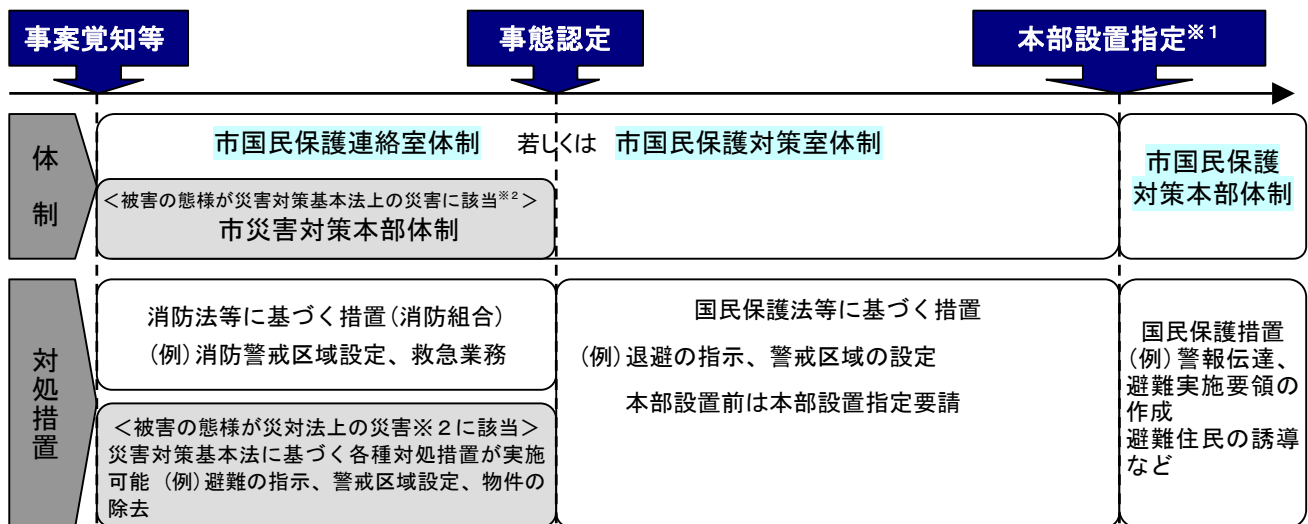
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、武力攻撃事態等の認定前の段階も考慮し、国による事態認定の状況に応じた国民保護措置の実施体制について、次のとおり定める。

1 国民保護措置の実施体制の概要

武力攻撃事態等が認定され、国から市対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合には、直ちに市対策本部を設置する。国からの指定を受けていないものの、武力攻撃が発生し、又は、発生のおそれがあると判断される場合には、市国民保護連絡室若しくは市国民保護対策室等を設置する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出の事故等とされている。

2 事態認定前等における初動体制及び初動措置

事態の発生当初は、その事態が何に起因するものなのか、また、その態様や被害の規模等の詳細が不明であることが多い。このため、事態に関する詳細な情報が把握されていない段階で、被害の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合には、市地域防災計画に基づき、災害対策本部等を設置して初動対応をとる。

ただし、以下のような事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、又は、そのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市国民保護連絡室又は市国民保護対策室を設置して、即応体制の強化を図る。

- ・住民及び関係機関からの連絡等により、多数の人が殺傷される行為等の発生を把握した場合
- ・武力攻撃災害の兆候の発見に伴う消防吏員、警察官等からの通報があった場合
- ・国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合

これらの場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

(1) 市国民保護連絡室の設置

市長は、全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合は、連絡体制を確保する。

この場合は、市国民保護連絡室を設置し、国民保護担当部局（防災安全課）職員による国民保護連絡室体制の配備を指令する。

(2) 市国民保護対策室の設置

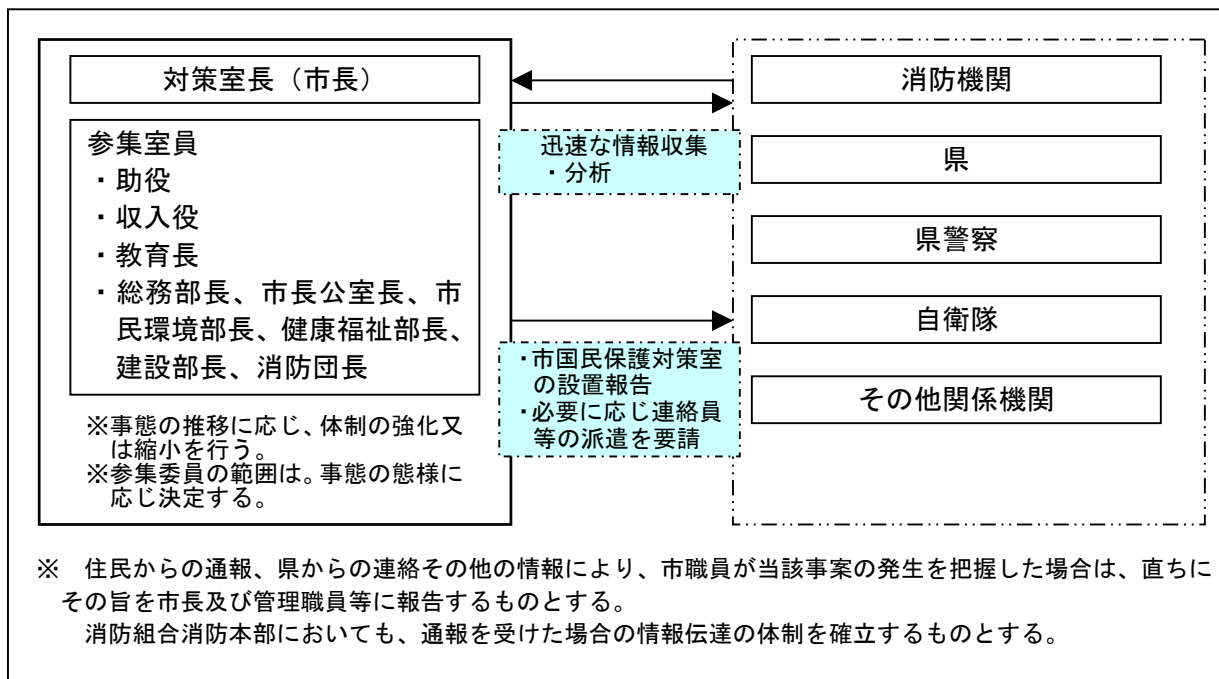
① 市長は、武力攻撃事態等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために緊急に必要なと認めるときは、市対策本部が設置されていない場合にあっても、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

この場合は、市国民保護対策室を設置し、関係部局の職員による国民保護対策室体制の配備を指令する。

② 市長は、現場からの情報による多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行う。

③ 市長は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策室を配備した旨について、県に連絡を行う。

【市国民保護対策室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び管理職員等に報告するものとする。
消防組合消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(3) 初動措置の確保

- ① 市は、非常配備体制等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
- ② 市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市対策本部への移行に要する調整

市国民保護連絡室及び市国民保護対策室又は市災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護対策室等は廃止する。

※災害対策基本法との関係について――

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

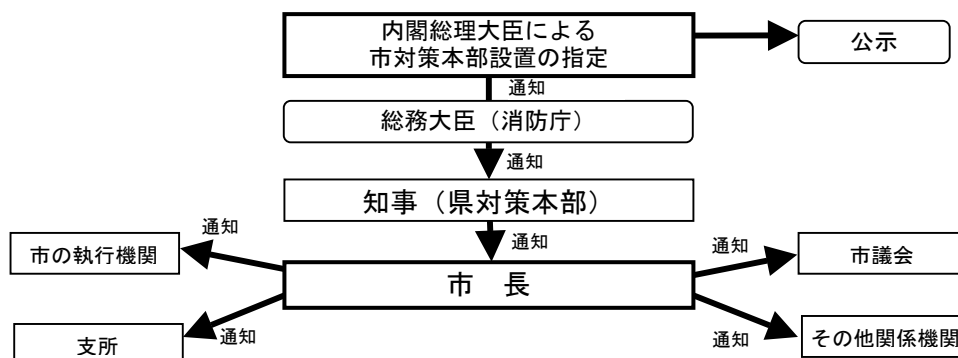
3 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市対策本部を設置すべき指定の通知が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときには、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行なうよう要請する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置の指定を受けた場合には迅速に市対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進する必要があるため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置



(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に市国民保護連絡室、市国民保護対策室若しくは市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ定められた連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部室の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内に市対策本部室を開設するとともに、市対策本部室に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 市対策本部の代替機能の確保

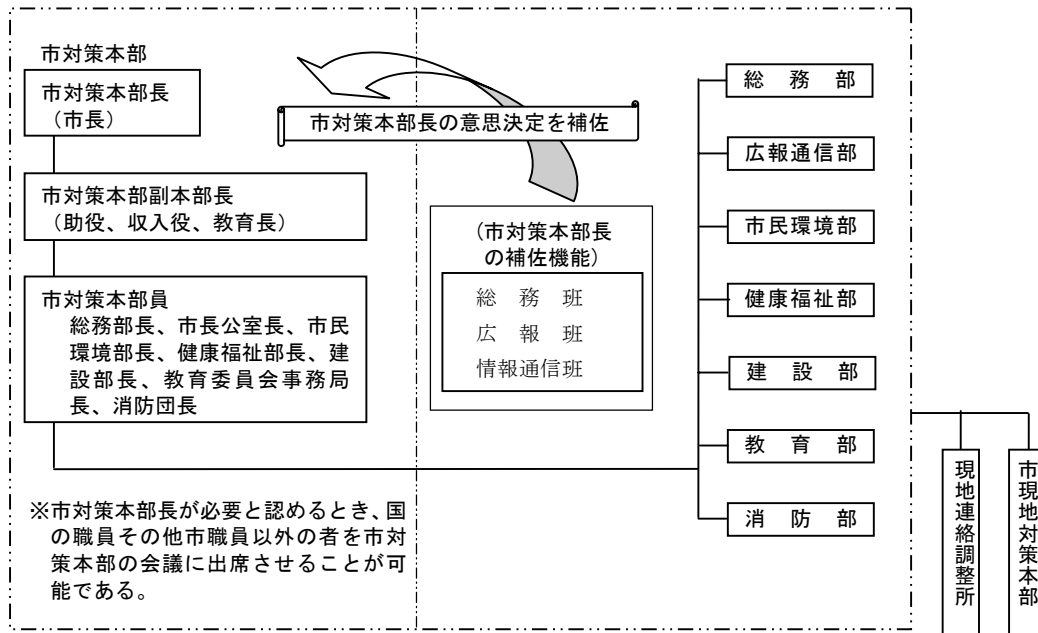
市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、清須市総合福祉センターを市対策本部の予備施設とする。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成は次のとおりとする。

【市対策本部の組織図】



※市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する（市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備し、正確かつ積極的な情報展開に努めるものとする。

① 市対策本部における広報体制

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

防災行政無線、広報車巡回等による広報活動、広報紙等の配布、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページへの掲載等の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

- (ウ) 提供する情報の内容について県と相互に情報交換を行うなど、県と連携した広報体制を構築すること。
- (エ) 社会福祉協議会等との連携により、災害時要援護者向け広報体制の確立を図ること。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

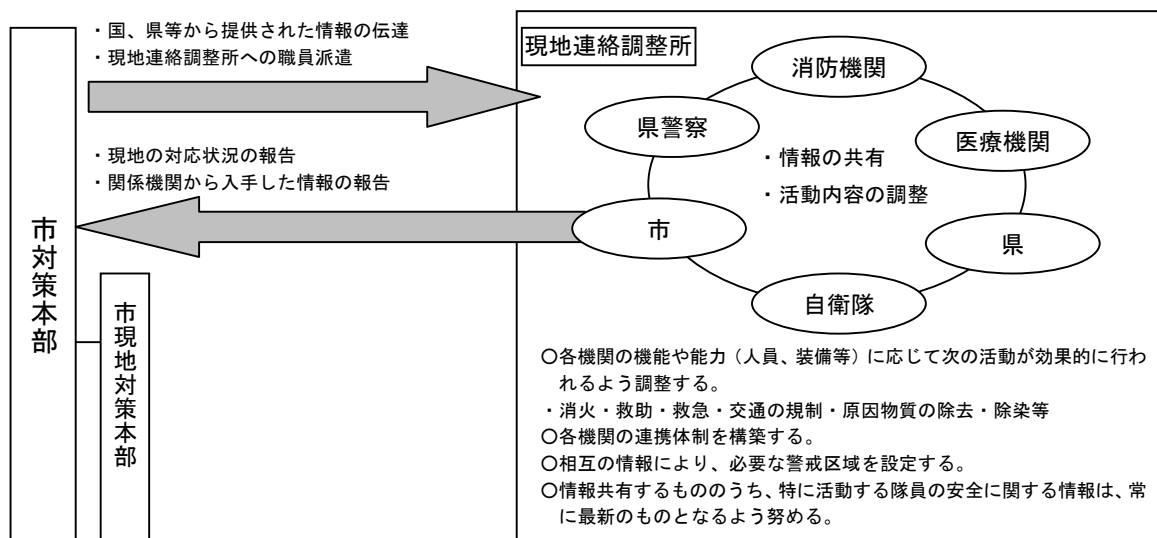
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

なお、市現地対策本部については、市の各部局さらには県、消防、警察、自衛隊等の現地指揮所等とが連携して業務を行えるよう横断的な組織とする。

(5) 現地連絡調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地連絡調整所を設置し、（又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地連絡調整所】



(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、県における通信の確保に準じて、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 円滑な通信連絡の確保

市は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する連絡責任者を定めるなど、防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡の確保を図る。

(3) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置の実施にあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連携を円滑に進めるため、必要な事項について次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力

本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫していて文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

【自衛隊の活動内容の例示】

- ・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
- ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- ① 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 市は、①の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、①の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するため、必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導（市職員と一体となった避難住民の先導、移動中の食料等の配給、高齢者等援護を必要とする者の避難の援助など）
- 避難住民等の救援（食料、生活必需品等の配給など）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保（健康診断の実施の補助、感染症の動向調査実施の補助、感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営、健康食品等の保健資材の配布など）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、重要な警報の伝達及び通知等における必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

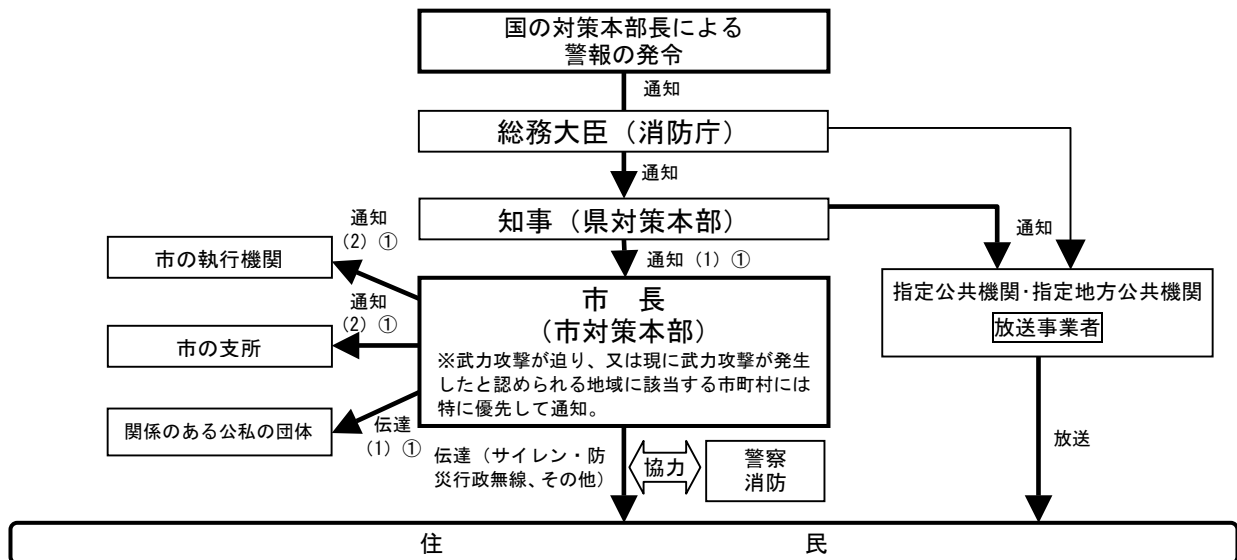
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達】



※市は、ホームページに警報の内容を掲載
※警報の伝達に当たっては、同報系防災行政無線のほか各地区の拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
原則として、サイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市防災行政無線を使用すること
等により警報を広く知らせるものとする。

また、広報車の使用、市職員、消防団員による巡回、自主防災組織、自治会、町内会などの
自発的な協力を得ることにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする
手段により、周知を図る。

イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 警報の伝達体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、
各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市長は、消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有
効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請する。消防団については、平素からの地域との密
接なつながりを活かし、自主防災組織との連携による伝達、災害時要援護者等への個別の伝達を
行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の
伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するもの
とし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で自然災害対策時
における災害時要援護者支援対策を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達さ
れ、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

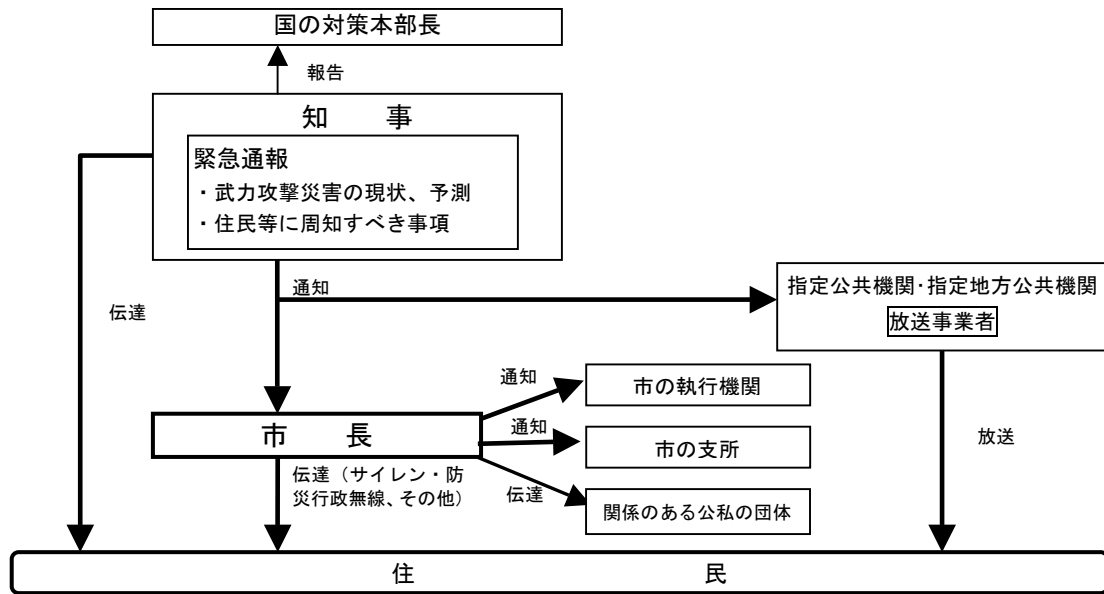
(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則とし
て、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

知事からの緊急通報に対する住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の
伝達通知方法と同様とする。

【緊急通報の通知・伝達】



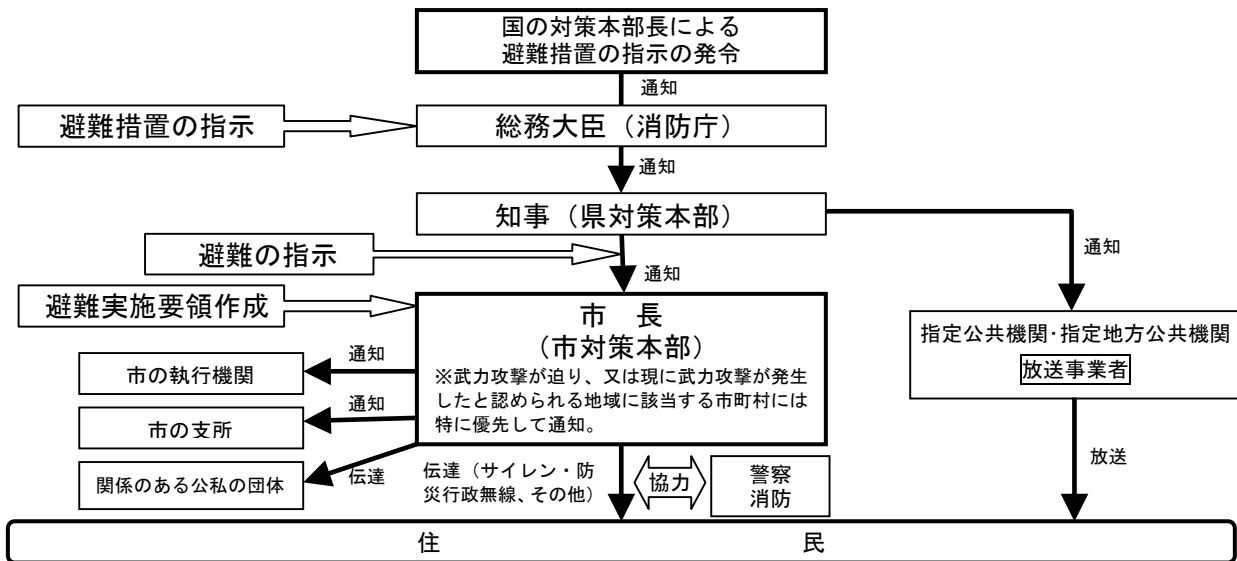
第2 避難住民の誘導等

避難住民の誘導は、住民の生命、身体、財産を守るための市の責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、市は、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難の誘導等について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、直ちに市防災行政無線、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な住民への伝達に努めるものとする。
- ③ 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

【避難の指示の通知・伝達】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分に配慮するものとする。

なお、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであるが、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

【避難実施要領の項目（参考：消防庁作成「県国民保護モデル計画」より）】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の

求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

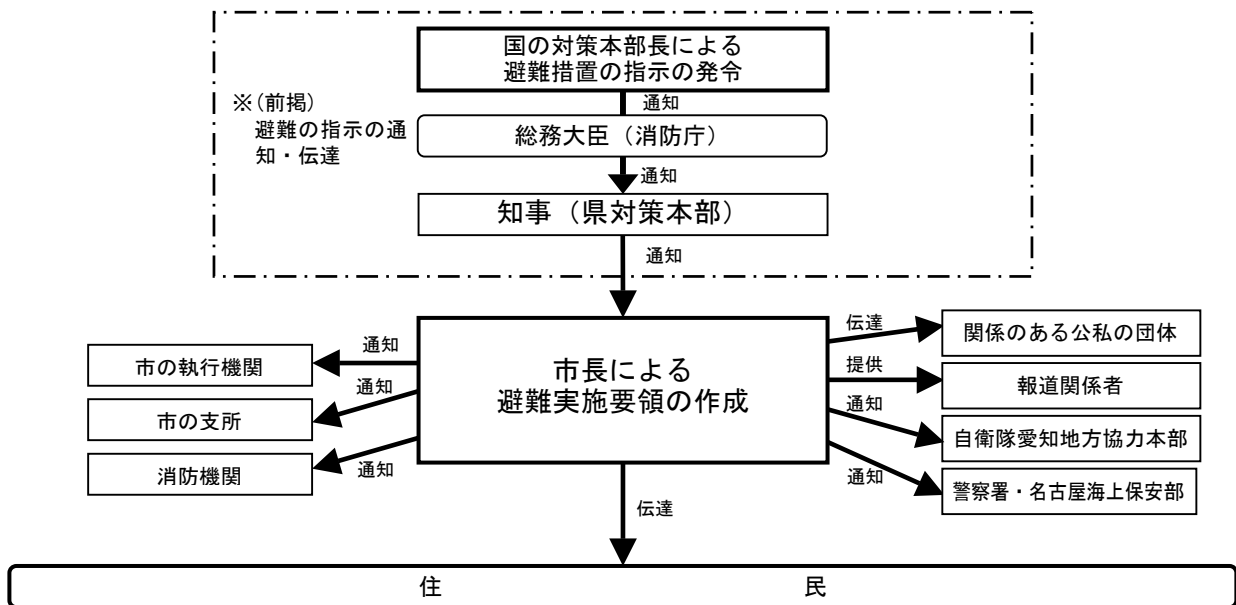
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、市防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会、町内会等自発的な協力を得て、避難実施要領の内容について住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、消防団長、警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、避難先地域において避難住民の受入れが完了するまで誘導する。また、避難実施要領で定めるところにより、消防組合の管理者に、消防長を指揮し、避難住民を説得するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関との連携

消防組合消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとされている。このため、市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消防組合の管理者に対し、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防組合消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、行政区役員等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

なお、市長は、消防機関との連携を図るため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は知事、県警察、消防機関、自衛隊に協力を要請するものとする。

(7) 福祉施設等における対応

市は、管理する診療所、幼稚園、保育所など、自ら避難することが困難な者が利用している施設においては、拡声装置等による警報、避難方法の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等施設の管理一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難誘導における警告及び指示

避難住民を誘導する市職員等による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれが認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者に対して行う。

(10) 社会的混乱への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮する。

(11) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

また、市は、市が管理する避難所において、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(12) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 県に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して市が備蓄する食料、飲料水、医療等の物資又は資材が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、市の区域を越えて避難誘導を行う際など、市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(15) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

なお、運送にあつては、運送事業者、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態の類型に応じた避難の誘導

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って対応することが適当である。

着上陸侵攻の場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基

本とする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、状況の推移に伴う柔軟な対応が必要となる。

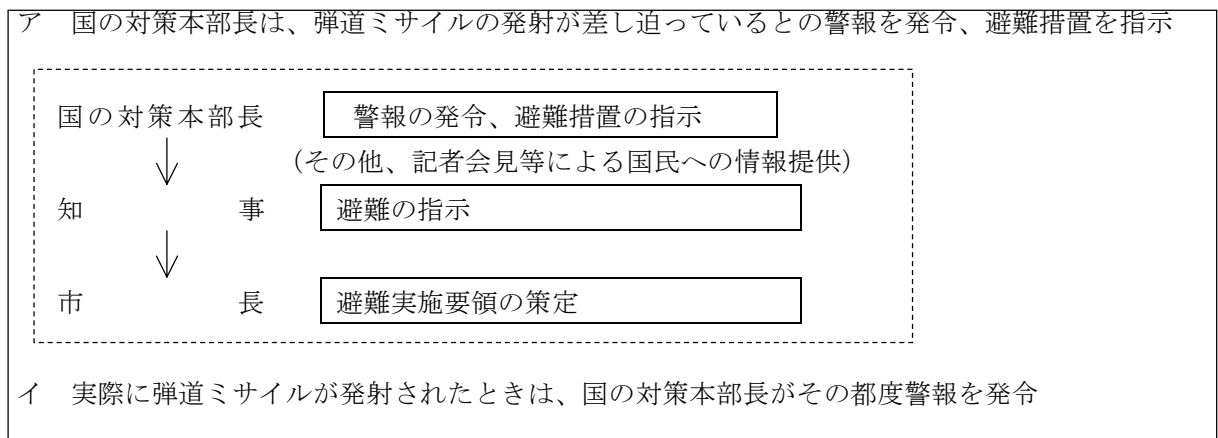
- ① 国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長の避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊や県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。
その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報の共有、関係機関からの助言に基づく的確な措置の実施に努める。
- ④ なお、避難に比較的時間に余裕がある場合は、「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- ⑤ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、市の中核機関の集まる地域、商業地域、駅及び駅前広場、危険物資等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、国の対策本部長から当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内へ避難させることが必要である。

- ① 市長は、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設への避難誘導を行う。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。
- ③ 市長は、着弾後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示、知事からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行う。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】



(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せず広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に住民を屋内に避難させることが必要である。

- ① 市長は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等への避難誘導を行う。
- ② 攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示、知事からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行う。

(5) NBC 攻撃の場合

市長は、NBC 攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難誘導を行う。

- ① 避難誘導を行う者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずること。
- ② 風下方向を避けて避難を行うこと。
- ③ 国の対策本部長から示される NBC 攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示、知事からの避難の指示の内容を十分踏まえること。

第5章 救援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について次のとおり定める。

1 救援の実施

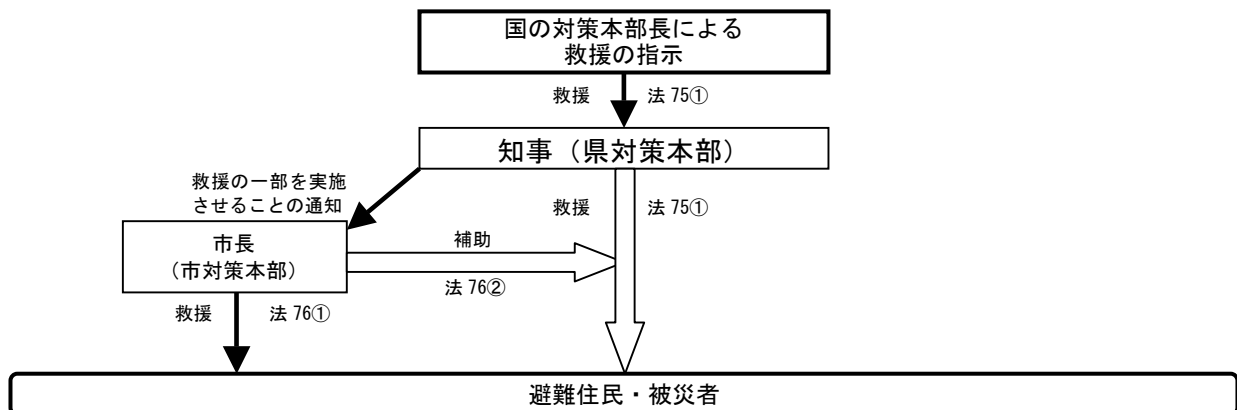
(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間についての通知があったときは、県とあらかじめ調整した役割分担に基づき、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市長は、知事が実施する救援措置の補助を行う。

【救援の実施のフロー図】



※知事等は、緊急の場合、国からの指示を待たずに救援を実施。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等（第3編第4章第2の3の(15)）」に準じて行う。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について救援の協力を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(6) 救援物資の受入れ

市は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努める。

被災地・避難先地域以外の市町村は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、事務の委任を受けた場合、次の①から⑨のそれぞれの点に留意して救援を行う。

① 収容施設の供与

市は、職員を各避難所に配置して地区連絡所を開設し、自主防災組織、ボランティア等との連携の下、各避難所の状況を早期に把握するように努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生管理への注意、相談窓口の設置等、常に良好な状態のものとするよう努める。また、

プライバシーの確保等への配慮や、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に対しての福祉避難所の供与などを行う。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

市は、食糧、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認や、提供対象人数及び世帯数の把握を行うとともに、引き渡し場所や集積場所の確認など、避難住民等に物資が確実に行き渡るように努める。

③ 医療の提供及び助産

市は、県と協力し、避難所周辺の医療機関の状況の把握に努め、避難住民に対して利用可能な医療機関、診療科目等に対する情報を提供するとともに、市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対して医療及び助産を行う。

また、県、消防その他関係機関と連携し、医療施設への患者の搬送が円滑に行われるように努める。

④ 被災者の捜索及び救出

市は、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携して、被災者の捜索及び救出に努める。

⑤ 電話その他の通信設備の提供

市は、県と連携しつつ、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

⑥ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、被災戸数や被災の程度など住宅の被災状況を情報収集し、県に報告するなど、県と連携して武力攻撃災害を受けた住宅の迅速な応急修理に努める。

⑦ 学用品の給与

市は、被災により教科書、文具、通学用品等の学用品を失った児童生徒について、供与すべき必要量を把握し、学用品の確実な配布に努める。

⑧ 死体の捜索及び処理、埋火葬

市は、県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関と連携して、行方不明者の捜索を行うとともに、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法等について、関係機関と必要な調整を行う。また、死体の身元確認、遺族等への引渡し、埋火葬の手配については、関係行政機関及び事業者と連携を図りながら、迅速な対応に努める。

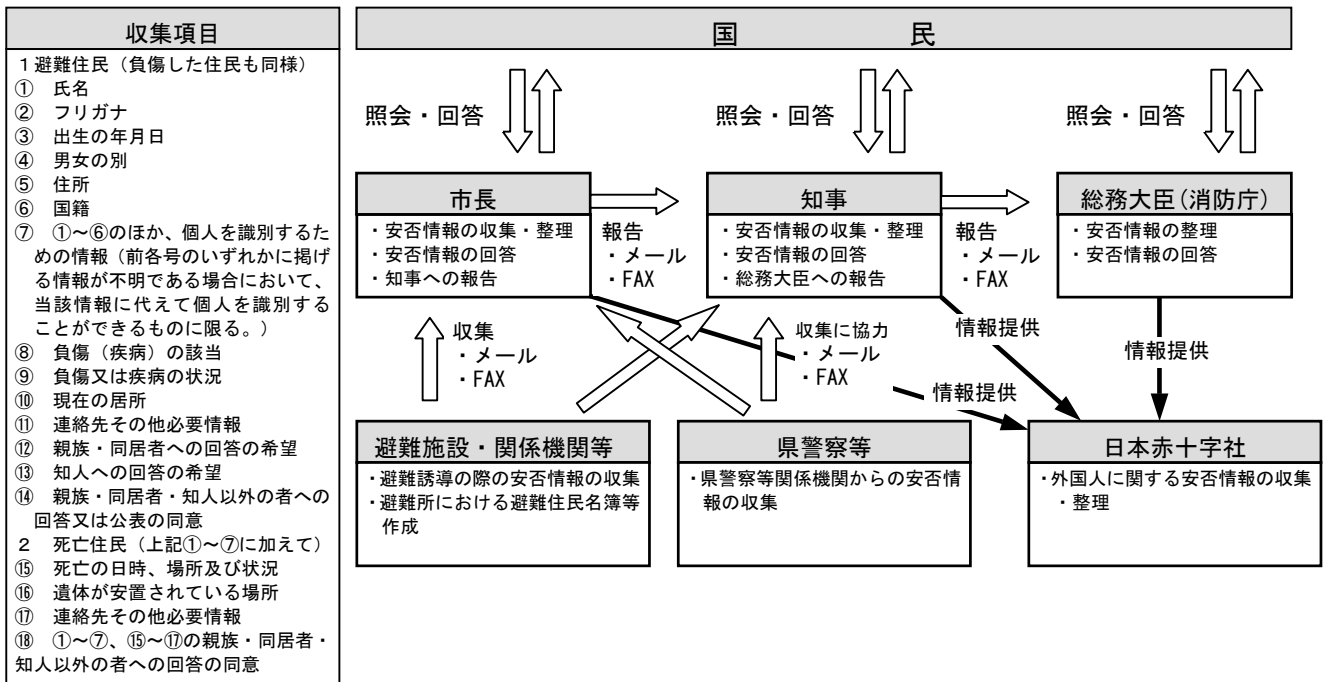
⑨ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石、竹木等の障害物が堆積し、日常生活に著しい支障がある者に対し、県と協力し、これらの除去を行い、住民の生活確保の支援に努める。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に関する必要な事項について、次のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、**安否情報省令が定める様式を用いて行う。**

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令が定める様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令が定める様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令が定める様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安

否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃による被害をできる限り小さくするため、武力攻撃災害への対処措置に関する基本的な事項を次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

なお、消防吏員は、市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報する。

(2) 知事への通報

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示*

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「〇〇市〇〇×丁目、〇〇市△△×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

① 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【屋内退避の指示（一例）】

「〇〇市〇〇×丁目、〇〇市△△×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

市長は、住民が屋内にとどまるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えら得るときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は次のような場合などに行うものとする。

ア 駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

【屋外退避の指示（一例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて消防組合、県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定※

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは取用

- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

市長は、消防組合の管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

消防組合消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

(3) 消防に関する応援要請等

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、消防組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、市長は、消防組合の管理者と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるための必要な措置を講ずる。

さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を受けるための必要な措置を講ずる。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援を受ける場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事及び消防組合の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、県と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(6) 安全の確保

- ① 市長は、消防機関に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察、消防等との連

携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、消防、医療機関、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設け、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防組合消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様に対応する。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

- ① 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防組合の管理者に危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずることを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

② 危険物質等について消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

清須市、北名古屋市、豊山町及び春日町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、必要があると認めるときは、消防組合の管理者に危険物質等の取扱者に対し警備の強化を求めることを要請する。また、市長は、(1)の②のイの(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、消防組合の管理者に危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるよう要請する。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるための必要な事項について、次のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報に基づき、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃^{*}の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

市の国民保護担当部局（防災安全課）においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局（健康福祉課）等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

※天然痘等の生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防組合の管理者の権限

① 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使することができる。

【放射性物資等による汚染の拡大防止に係る市長等の権限（国民保護法第108条第1項）】

法第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

② 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、下記表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に下記表中の国民保護法施行令第31条に基づく事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

また、消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市長と同様に通知、掲示等を行うこととされている。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、市防災行政無線、一般電話（FAXを含む）、携帯電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関に対しては、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう、消防組合の管理者に要請する。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるよう、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、常に良好な衛生状態を保つように努める。

また、市は、避難先地域において、県と連携し、医師等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談窓口を設置するよう努める。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県及び愛知中部水道企業団と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、愛知中部水道企業団を通じ、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、生活関連物資等の価格安定のために実施する措置や避難住民等の生活の安定のために実施する措置など、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。また、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないように適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、愛知中部水道企業団に対し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者である市長は、武力攻撃事態等においては県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し、積極的に提供する。

4 相談体制の整備

精神的・物質的打撃を受けた被災者のケア対策、社会システムの混乱やパニックの発生の防止、被災者のニーズの把握のため、県その他関係機関の協力を得ながら相談体制の整備を図る。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等の公布及び管理

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

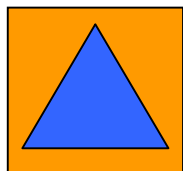
- ・市職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

また、次に示す職員等については、消防組合消防本部において交付要綱を作成した上で消防長が交付等することとされている。



- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

	<small>(証明書交付等許可権者名)</small> 愛知県清須市長	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel		
氏名/name ----- 生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority ----- 有効期間の満了日/Date of expiry -----		
身長/Height -----	目の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、武力攻撃災害により自らが管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 情報通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の関係機関との情報通信機器に被害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で予備機への切替等を行うとともに、必要に応じてバックアップ体制を確保し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、ライフライン施設の管理者等と連携を図りながら、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のために必要な支援策を講ずる。

(2) 道路等施設

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、消防組合が、国民保護法第62条第2項に基づく避難住民の誘導及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

市は、武力攻撃に準ずる大規模なテロ等の事態である緊急対処事態への対応について、次のとおり定める。

1 緊急対処事態

(1) 武力攻撃事態等への措置の準用

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として第2編、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に準じて行う。ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われないことから、これに関する事項は除く。

また、警報の通知及び伝達については、2の定めるところによる。

(2) 読み替え規定

準用に当たっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
愛知県国民保護対策本部	愛知県緊急対処事態対策本部
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
清須市国民保護対策本部	清須市緊急対処事態対策本部
清須市国民保護対策室	清須市緊急対処事態対策室
清須市国民保護連絡室	清須市緊急対処事態連絡室

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

国民保護計画用語集

【あ行】

- あ ○安否情報：避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕
- い ○eラーニング：パソコンやインターネットなどを利用した教育
- う ○受入地域：県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕
- え ○NBC攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- お ○応急公用負担：行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕

【か行】

- か ○化学剤：化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）
- き ○危険物質等：引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕
- 基本指針：武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕
- 救援：避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕
- 救護班：医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
- 緊急交通路：避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕
- 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
- 緊急対処事態対処方針：緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
- 緊急対処保護措置：緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事

態対処法第25条第3項第2号]

- 緊急通行車両**：緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕
- 緊急通報**：武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕
- 緊急被ばく医療派遣チーム**：原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム
- 緊急物資**：避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕
- け ○**警戒区域**：市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕
- 警報**：武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕
- 県国民保護協議会**：県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関〔法第37条〕
- 県国民保護計画**：基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第34条〕
- 県対策本部**：県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、愛知県国民保護対策本部〔法第27条第2項〕
- こ ○**広域応援体制**：都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
- 広域緊急援助隊**：高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊
- 高度情報通信ネットワーク**：県の防災行政無線を発展させて整備した、県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網
- 後方医療活動**：災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。
- 国際人道法**：武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）
- 国民保護措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕
- 国民保護等派遣**：防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の

求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

【さ行】

- さ ○災害時優先電話：災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- し ○自主防災組織：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕
- 市町村国民保護計画：県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画〔法第35条〕
- 指定行政機関：内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第4号〕
- 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕
- 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕
- 指定地方公共機関：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕
- 指定地方公共機関国民保護業務計画：県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画〔法第36条〕
- 収用：知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること
- 収容施設：被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む）
- 除染：人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること
- せ ○生活関連等施設：国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条〕
- 生活関連物資等：国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
- 生物剤：生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- そ ○相互応援協定：災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

【た行】

- た ○大規模集客施設：デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設

○**対処基本方針**：武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕

○**対処措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕

○**ダーティーボム**：爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾

○**弾道ミサイル**：ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル

ち ○**治安出動**：一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕

と ○**特定物質**：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕

○**トリアージ**：一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

【は行】

ひ ○**非常通信協議会**：人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕

○**非常通信体制**：災害発生時などの非常時において通信を確保する体制

○**避難先地域**：国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）〔法第52条第2項第2号〕

○**避難施設**：知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕

○**避難実施要領**：避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕

○**避難住民**：避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）

○**避難住民等**：避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕

○**避難措置の指示**：国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕

○**避難の指示**：避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕

○**避難誘導**：避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕

ふ ○**輻輳**：交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること

○**武力攻撃**：我が国に対する外部からの武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕

- 武力攻撃事態**：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕
- 武力攻撃予測事態**：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕
- 武力攻撃事態等**：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕
- 武力攻撃災害**：武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕
- 武力攻撃災害への対処に関する措置**：武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕
- 武力攻撃事態対処法**：「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略

- ほ ○**防衛出動**：武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕
- 防護服**：放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
- 防災行政無線**：県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
- 保管命令**：救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

【や行】

- よ ○**要避難地域**：国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項第1号〕

【ら行】

- り ○**利用指針**：武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕